

別表三の二付表二

「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が令和2年旧法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載し、括弧の中には連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「連結個別留保税額の計算」の「5」及び「6」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、連結親法人事業年度の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。	
「個別留保所得金額11」	別表十の二(三)「18」に金額の記載がある場合には、その金額を含めて記載します。	
「当期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)13」	剰余金の配当又は利益の配当(その支払に係る基準日が当期に属するものでその支払に係る決議の日が当期末の翌日から当期に係る決算の確定の日までの期間にあるものに限り、その基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に支払うものを除きます。)により減少する連結個別利益積立金額を記載します。	
「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(17)がないものとした場合の法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額14」	次の(1)及び(2)の金額の合計額を記載します。 (1) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「差引連結法人税個別帰属額4」+「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」+「同上に対する税額7」+「連結法人税個別帰属額計10」の外書-「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」-「所得税の額の個別帰属額33」-「外国税額の個別帰属額34」により計算した金額がマイナスになる場合のその金額 (2) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」+「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額6」+「土地譲渡税額の個別帰属額」	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」＋「加算調整額8」の外書－「外国税額の控除額の個別帰属額9」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額12」－「連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額13」により計算した金額がマイナスになる場合のその金額</p>	
<p>「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(17)がないものとした場合の法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額から分配時調整外国税相当額の個別帰属額を控除した金額15」</p>	<p>次の(1)及び(2)の金額の合計額から次の(3)の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(1) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「差引連結法人税個別帰属額4」＋「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」＋「同上に対する税額7」＋「連結法人税個別帰属額計10」の外書－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」－「所得税の額の個別帰属額33」－「外国税額の個別帰属額34」により計算した金額がプラスになる場合のその金額</p> <p>(2) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」＋「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額6」＋「土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」＋「加算調整額8」の外書－「外国税額の控除額の個別帰属額9」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額12」－「連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額13」により計算した金額がプラスになる場合のその金額</p> <p>(3) 別表六の二（二の二）の「計5の③」×「個別分配時調整外国税相当額25」／「各連結法人の個別分配時調整外国税相当額の合計額26」により計算した金額</p>	
<p>「連結法人間配当等の当期支払額19」</p>	<p>配当等の支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じです。）にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当期に支払う令和2年旧令第155条の23第1項（連結留保金額から控除する金額等）に規定する配当等の額（適格現物分配に係るものを含みます。）を記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結法人間配当等の当期受取額 ²⁰ 」	配当等の支払に係る基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当期に受け取る令和2年旧令第155条の23第1項に規定する配当等の額を記載します。	
「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額 ²⁶ 」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がプラスである場合の「算出連結法人税個別帰属額2」の金額を記載します。	「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がない場合又はマイナスである場合は、この欄への記載は要しません。
「連結親法人が中小連結親法人以外の場合 ²⁷ 」、「連結親法人が中小連結親法人の場合 ²⁸ 」	令和2年旧令第155条の25第1号(連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額)に規定する個別所得金額がない場合には、記載は要しません。	
「住民税額((25)又は(27)又は(28))のいずれか多い金額)×10.4% ²⁹ 」	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 令和2年旧令第155条の25第1号に規定する個別所得金額がない場合 (25)又は(27)又は(28))のいずれか多い金額 ×10.4%</p> <p>(2) (1)以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次により計算した金額を記載します。</p> <p>① 連結親法人が令和2年旧措置法第68条の9第4項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規定する中小連結親法人に該当する場合 (25)又は(27)又は(28))のいずれか多い金額)×10.4%</p> <p>② 連結親法人が中小連結親法人に該当しない場合 (25)又は(27)又は(28))のいずれか多い金額)×10.4%</p>	
「調整個別帰属地方税額に係る控除額 $\left[\begin{array}{l} (25) \text{ 又は } (31) \text{ の ใ} \\ \text{れ か 多 い 金 額} \end{array} \right] \times 10.4\% \times 20\%$ 32 」	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 令和2年旧令第155条の25第1号に規定する個別所得金額がない場合 $\left[\begin{array}{l} (25) \text{ 又は } (31) \text{ の ใ} \\ \text{れ か 多 い 金 額} \end{array} \right] \times 10.4\% \times 20\%$</p> <p>(2) (1)以外の場合 $\left[\begin{array}{l} (25) \text{ 又は } (31) \text{ の ใ} \\ \text{れ か 多 い 金 額} \end{array} \right] \times 10.4\% \times 20\%$</p>	

3 根拠条文

令和2年旧法81の18①一、令和2年旧令155の23、155の25、155の43